

指数の基準時及びウェイト時の更新に関する統計審議会の諮問・答申

○指数の基準時及びウェイト時の更新についての諮問（諮問第185号 昭和56年1月16日）

標記について、貴会の御審議を得たい。

理 由

現在、我が国のほとんどの主要指数は、諮問第167号の答申に基づき、基準時は昭和50年、ウェイト時も昭和50年及びその近傍年を探っているが、その後の経済事情の変化及び従来の指数の基準時等の更新の経緯にかんがみ、現在、採用している基準時及びウェイト時について検討する必要がある。

なお、昭和30年以降、5年ごとに行われてきている指数の基準時等の更新は、貴会における各回の審議に基づいているものであり、今後、この周期による更新を継承していくことの適切性についても、併せて検討する必要がある。

○指数の基準時及びウェイト時の更新についての答申（諮問第185号の答申 昭和56年3月20日）

標記について審議した結果、標記に係る従来の審議並びに主要指数の経緯にかんがみ、次の結論を得たので答申する。

1. 指数の基準時は、原則として5年ごとに更新することとし、西暦年の末尾が0又は5の付く年とする（この原則は昭和55年より適用される。）

ウェイトを固定する指数については、原則としてウェイト時も5年ごとに更新し、基準時と同年又はその近傍の年（複数年を含む。）を探ることとするが、指数算出に当たっては方法論的扱いが定まっているパーシェ型指数、連鎖指数等については、この限りではない。

2. 基準時を更新した場合は、新指数と旧指数とのリンクその他については、利用上不便のないよう十分適切な措置を講じることとする。

3. 基準時又はウェイト時について、前記1. の原則を適用することが適切でないと判断される事態が発生した場合には、当審議会は新たに審議を行うものとする。

4. 個々の指数の作成、改定等に際しては、当審議会は、その計画等について、審議又は検討を行うものとする。